

令和7年第2回教育委員会定例会日程

1 日 時 令和7年2月10日(月) 午前10時

2 場 所 朝霞市役所 第1委員会室

3 出 席 者

教 育 委 員 会 教 育 長	二 見 隆 久
教育委員会教育長職務代理者	平 木 倫 子
教 育 委 員 会 委 員	高 橋 松 久
教 育 委 員 会 委 員	森 島 史 枝
教 育 委 員 会 委 員	上 野 正 道

4 説明のための出席者

学 校 教 育 部 長	小 島 孝 之
生 涯 学 習 部 長	奥 山 雄三郎
学校教育部次長兼教育総務課長	関 口 豊 樹
生涯学習部次長兼生涯学習・スポーツ課長	小笠原 ミツエ
学校教育部参事兼教育管理課長	小石川 知 治
生涯学習部参事兼中央公民館長	堀 川 政 昭
教 育 指 導 課 長	横 瀬 修 克
学 校 給 食 課 長	長 谷 修
文 化 財 課 長	藤 原 真 吾
図 書 館 長	増 田 潔

5 議事日程

- (1) 開 会 宣 言
- (2) 会 議 録 署 名 委 員 の 指 名
- (3) 会 議 録 の 承 認 ・ 訂 正
- (4) 教 育 長 月 間 行 事 の 承 認
- (5) 教 育 長 の 報 告
- (6) 議 案 の 審 議
- (7) そ の 他
- (8) 閉 会 宣 言

別紙のとおり
別紙のとおり

(別紙)

◎ 教育長報告事項

① いじめに関する調査結果について

(当日配付)

② 令和6年度第2回生徒指導に関する調査の結果分析について

(当日配付)

③ 第49回朝霞市小・中学校図工美術展について

④ 令和7年朝霞市成人の日記念式典について

⑤ 令和7年度放課後子ども教室事業(居場所提供型)について

◎ 提出議案

議案第4号 朝霞市教育委員会表彰の被表彰者を決定することについて

議案第5号 学校歯科医の委嘱について

議案第6号 学校医の解嘱と委嘱について

議案第7号 入学準備金貸付決定について

(当日配付)

議案第8号 朝霞市立小・中学校職員の人事の内申について

(当日配付)

議案第9号 朝霞市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則について

議案第10号 朝霞市体育施設設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則について

教育長月間行事（令和 7 年 1 月） 実績

日	曜	時 間	行 事 等
5	日	18:00	朝霞市体育関係者団体新年賀詞交歓会
7	火	15:15	時年休（2 時間）
9	木	15:00	南部教育事務所訪問
10	金		年休
11	土	10:00	小中学校図工・美術展
13	月	13:30	令和 7 年度朝霞市成人の日記念式典
14	火	13:30	第 6 回南部教育長会議・教育長協議会
16	木	11:15	時年休（5 時間）
22	水		職専免（人間ドック）
23	木	16:15	時年休（1 時間）
24	金	10:00	埼玉県都市教育長協議会第 4 回定例協議会
26	日	9:00	第 2 3 回丸沼旗争奪地域交流サッカー大会
30	木	15:15	時年休（2 時間）
31	金		年休

※ この月間行事には、教育長の時間外及び市外への勤務並びに休暇を記載しています。

教育長月間行事（令和7年3月） 予定

日	曜	時 間	行 事 等
1	土	8:30	第14回東武鉄道杯少年サッカー中央選手権大会
8	土	10:00	HIZAORI春祭り
16	日	9:00	第69回朝霞市民総合スポーツ大会第48回空手道競技大会
23	日	9:00	第69回朝霞市民総合スポーツ大会バレーボール大会 小中学生の部
23	日	9:15	第69回朝霞市民総合スポーツ大会ミニテニス大会

※ この月間行事には、教育長の時間外及び市外への勤務並びに休暇を記載しています。

教育長報告事項

第49回朝霞市小・中学校図工美術展について

- 1 開催日 令和7年1月11日（土）、1月12日（日）
午前9時から午後4時30分（両日とも最終受付：午後4時）
- 2 会場 朝霞市コミュニティセンター 展示ギャラリー及び研修室1・2
- 3 出品数及び来場者数

令和6年度 第49回朝霞市小・中学校図工美術展作品出品数			令和6年度 朝霞市小・中学校図工美術展 来場者数						
学校名	平面	立体	一 月	時間	一般来場者 (保護者・児童・生徒など)	市議会議員 教育委員・ 教育委員会	校長・教頭・教員		
朝霞第一小学校	20	20	(土)	9:00~10:00	92	2	2		
朝霞第二小学校	24	24		10:00~11:00	144	1	0		
朝霞第三小学校	25	25		11:00~12:30	304	0	1		
朝霞第四小学校	19	19		12:30~14:00	231	3	2		
朝霞第五小学校	29	29		14:00~15:00	210	0	0		
朝霞第六小学校	34	34		15:00~16:30	302	1	2		
朝霞第七小学校	25	25		小計	1283	7	7		
朝霞第八小学校	36	36	(日)	9:00~10:00	90	0	1		
朝霞第九小学校	14	14		10:00~11:00	163	0	0		
朝霞第十小学校	25	25		11:00~12:30	297	1	3		
小学校計	251	251		12:30~14:00	196	0	0		
朝霞第一中学校	25	25		14:00~15:00	200	0	0		
朝霞第二中学校	22	22		15:00~16:30	174	0	0		
朝霞第三中学校	21	21		小計	1120	1	4		
朝霞第四中学校	17	17	2日間合計		2403	8	11		
朝霞第五中学校	10	10							
中学校計	95	95							
小計	346	346							
合計	692	692							

※来年度はコミュニティセンターが改修工事のため、朝霞市産業文化センターにて令和8年1月10日（土）、11日（日）の2日間での開催を検討している。

4 当日の様子

- 一般の来場者数は、2日間合計2,403名であった。（昨年度2,368名）
- 令和2年度から受付名簿への記入はせずに、数取カウンターで来場者の人数を把握している。市議会議員、教育委員会、教育委員会委員、各校管理職については、別で名簿を作成し、来場を確認した。国・県・市議計4名、各校管理職11名（校長7名、教頭4名）が来場した。
- 今年度は来場者が集中する時間帯もなく、スムーズに案内することができた。
- 今年度は、案内の誤配付、氏名、作品の説明についての誤字があった。14日（火）の搬出・片付け終了後の図工美術主任にて、出品前の確認の徹底を再度指示した。

教育長報告事項

令和7年朝霞市成人の日記念式典について

1 日 時 令和7年1月13日(月) 午後1時30分～2時30分

2 会 場 朝霞市民会館(ゆめばれす)

3 該当者及び参加者数

		該当者数	参加者数	参加率
令和4年	男	725人	481人	66.3%
	女	728人	460人	63.2%
	計	1,453人	941人	64.8%
令和5年	男	732人	485人	66.3%
	女	653人	423人	64.8%
	計	1,385人	908人	65.6%
令和6年	計	1,296人	896人	69.1%
令和7年	計	1,441人	1,006人	69.8%

※令和6年より、埼玉県等にならない男女別人数の集計を実施していません。

4 主 催 朝霞市・朝霞市教育委員会

5 内 容

穏やかな冬晴れの中、昨年同様大勢の参加者をお迎えすることができ、滞りなく盛会のうちに成人の日記念式典を挙行することができました。昨年度までは該当者を中学校区(出身中学校)に分け2部制で開催していましたが、今年度から1部制で開催しました。また、会場の定員数を考慮し、ライブビューイング会場を設置しました。

式典で参加者に配布した記念誌の編集や当日の式典運営等には、市内各中学校から推薦され、本人及び保護者から承諾をいただいた「記念誌編集委員」の10名に携わっていただきました。準備から当日まで当事者としての意見を出し合いながら、熱心に取り組んでいただきました。

式典は東洋大学管弦楽団の生演奏とともに進行され、市議会議長、県議会議員2名をお招きし、祝辞を賜りました。また、記念誌編集委員が二十歳のメッセージや答辞において、希望を胸にそれぞれの未来へ向けた決意を新たに述べたところ、会場からは大きな拍手がありました。

来年の式典につきましても、二十歳の門出を祝うよき日として記憶に残るものとなるよう、また、滞りない運営となるよう取り組んでまいります。

教育長報告事項

令和7年度放課後子ども教室事業について

- 1 事業名 令和7年度放課後子ども教室事業（居場所提供型）
- 2 目的 放課後子ども教室（プログラム提供型）を土曜日及び夏休み期間中に実施している。放課後の子どもたちの居場所をさらに充実させるため、近隣市で実施している平日の放課後子ども教室事業（居場所提供型）を令和7年度から開始する。
- 3 実施校 ・朝霞市立朝霞第六小学校 朝霞市本町1-25-1（学校内）
・朝霞市立朝霞第八小学校 朝霞市栄町5-1-41（学校内）

【選定理由】

関係部署で構成する庁内対策連絡会において、令和7年度の放課後児童クラブの申請者の見込数などを参考に候補となる学校を選定したうえで、空き教室の見込みや、民間学童保育の状況等について、関係部署との調整を経て、第六小及び第八小学校を選定した。

4 事業内容

対 象	当該小学校に在籍する児童
実 施 日	月曜日～金曜日 ※休日は、祝日及び12月29日から翌1月3日までの年末年始 及び夏季休業中の学校閉庁期間
運 営 時 間	放課後～午後5時（冬季は午後4時30分） 三季休業中等、1日利用日は午前9時～午後5時（冬季は午後4時30分） ※冬季とは、10月から翌2月までの期間とする。
登 録 定 員	なし（1日当たりの利用者定員100人）
7年度開始日	2年生～6年生 4月8日 1年生 給食開始後
保護者負担費用	年間2,000円（保険料800円、入退室管理システム利用料1,200円）

5 委託業者

特定非営利活動法人 三楽

6 保護者説明会

学校名	日時	場所
朝霞市立朝霞第六小学校	3月2日（日）午前10時 3月3日（月）午後6時	市民会館ホール
朝霞市立朝霞第八小学校	2月23日（日）午前10時 2月27日（木）午後6時	中央公民館・コミュニティセンターホール

議案第4号

朝霞市教育委員会表彰の被表彰者を決定することについて

朝霞市教育委員会教育長に対する事務委任規則第2条第1項第10号の規定により、別紙のとおり令和6年度朝霞市教育委員会表彰の被表彰者を決定することについて議決を求める。

令和7年2月10日提出

朝霞市教育委員会教育長 二 見 隆 久

別紙

朝霞市教育委員会表彰 被表彰候補者（行政委員等）

朝霞市教育委員会表彰規程施行細則第3条の規定に基づき、下記のとおり推薦します。

記

1 被表彰候補者

（敬称略）

No.	職名・団体名等	氏 名	在 職 期 間 等
1	学校歯科医師	よしざわ ただし 吉澤 禎	平成26年4月1日から現在まで、朝霞市立朝霞第五中学校歯科医として、学校保健安全計画の立案に参加し、並びに生徒の歯科健康診断を実施し、結果に基づく事後措置として疾病の予防措置及び健康相談を行い、生徒の歯科保健衛生の保持増進に尽力した。
2	学校歯科医師	にしむら しんご 西村 真吾	平成26年4月1日から現在まで、朝霞市立朝霞第四小学校歯科医として、学校保健安全計画の立案に参加し、並びに児童の歯科健康診断を実施し、結果に基づく事後措置として疾病の予防措置及び健康相談を行い、児童の歯科保健衛生の保持増進に尽力した。
3	朝霞市中央公民館運営審議会委員	すだ ようこ 須田 洋子	平成21年から現在まで、公民館運営審議会委員として長年の知識と経験をもとに尽力されている。また、公民館利用者としてのご意見は、公民館運営に生かされるものである。
4	朝霞市中央公民館運営審議会委員	くしだ なおこ 櫛田 直子	平成25年から現在まで、公民館運営審議会委員として長年の知識と経験をもとに尽力されている。また、公民館利用者としてのご意見は、公民館運営に生かされるものである。
5	朝霞市社会教育委員	きむら けいこ 木村 啓子	平成25年7月1日から現在まで、朝霞市社会教育委員として、本市の生涯学習に大きく貢献している。

《表彰基準》

- ① 10年以上教育行政委員として、本市教育行政の振興に功労のあった者
- ② 10年以上学校医、学校歯科医又は学校薬剤師として、本市学校保健の維持・増進に功績のあった者
- ③ 10年以上学校教育、社会教育、生涯学習又は青少年育成の活動の推進・発展に寄与し、市民の模範となる個人又は団体

朝霞市教育委員会表彰被表彰者推薦申出一覧（児童生徒対象）

令和7年3月表彰分

※当日資料に誤りがあったため、一部修正して公開しています。

<市立>

No	団体名・氏名	学年	主な経歴	種目	功績の概要	可・否	記念品
【朝霞第三小学校】							
1	ヤマグチ ヨウダイ 山口 陽大	6	体育委員	—	徳行卓絶	可	1
【朝霞第五小学校】							
2	オカダ サエ 岡田 紗英	3	第77回書きぞめ中央展覧会 特選賞	書初め	県大会入賞	可	1
3	コヤマ カホ 古山 夏帆	4	第77回書きぞめ中央展覧会 特選賞	書初め	県大会入賞	可	1
4	ミヤウチ つぐみ 宮内 つぐみ	5	第77回書きぞめ中央展覧会 特選賞	書初め	県大会入賞	可	1
5	シミズ ヨウタ 清水 陽太	6	第77回書きぞめ中央展覧会 特選賞	書初め	県大会入賞	可	1
【朝霞第八小学校】							
6	サカミ サイタ 酒見 彩太	2	第59回郷土を描く児童生徒美術展 県知事賞	絵画	県大会入賞	可	1
7	スギモト ミオリ 杉本 美織	5	第74回埼玉県統計グラフコンクール 県知事賞	統計	県大会入賞	可	1
【朝霞第十小学校】							
8	ツチヤ ミーハル 土屋 美遥	5	第77回書きぞめ中央展覧会 特選賞	書初め	県大会入賞	可	1
【朝霞第一中学校】							
9	キタ ガフ トウスケ 北川 虎之介	2	令和6年度埼玉県新人体育大会兼第37回県民総合スポーツ大会 男子走高跳 第6位	陸上	県大会入賞	可	1
10	シヨウジ アサキ 東海林 亜咲	2	令和6年度埼玉県新人体育大会兼第37回県民総合スポーツ大会 女子走幅跳 第8位	陸上	県大会入賞	可	1
11	フジイ つばき 藤井 つばき	2	令和6年度埼玉県新人体育大会兼第37回県民総合スポーツ大会 女子走幅跳 第4位	陸上	県大会入賞	可	1
【朝霞第二中学校】							
12	カジタ ホノカ 梶田 保乃歌	1	令和6年度第59回郷土を描く児童生徒美術展 県知事賞	絵画	県大会入賞	可	1
13	マツド アキラ 松戸 央	1	第77回書きぞめ中央展覧会 特選賞	書初め	県大会入賞	可	1
14	オハラ リョウセイ 小倉 隆聖	2	令和6年度埼玉県新人体育大会兼第37回県民総合スポーツ大会 男子4×100mリレー 第5位	陸上	県大会入賞	可	1
15	コヤマ リオン 小山 凜恩	2	令和6年度埼玉県新人体育大会兼第37回県民総合スポーツ大会 男子4×100mリレー 第5位	陸上	県大会入賞	可	1
16	タナカ ヒロキ 田中 響	2	令和6年度埼玉県新人体育大会兼第37回県民総合スポーツ大会 男子4×100mリレー 第5位	陸上	県大会入賞	可	1
17	タマノ サシ 玉野 怜	2	令和6年度埼玉県新人体育大会兼第37回県民総合スポーツ大会 男子4×100mリレー 第5位	陸上	県大会入賞	可	1
18	タムラ ケンゴ 田村 健悟	2	令和6年度埼玉県新人体育大会兼第37回県民総合スポーツ大会 テニス 男子シングルス 第3位	テニス	県大会入賞	可	1
19	ナカザワ ショウ 中澤 将	2	令和6年度埼玉県新人体育大会兼第37回県民総合スポーツ大会 男子円盤投 第5位	陸上	県大会入賞	可	1
20	マツザワ オウセイ 松澤 旺生	2	令和6年度埼玉県新人体育大会兼第37回県民総合スポーツ大会 男子走高跳 第7位	陸上	県大会入賞	可	1
21	ヨシマル ユキ 吉丸 由希	2	第75回埼玉県科学教育振興展覧会 県議会議長賞	科学	全国大会出場	可	1
22	タグチ サクラコ 田口 桜子	3	第77回書きぞめ中央展覧会 特選賞	書初め	県大会入賞	可	1
【朝霞第三中学校】							
23	ヒロヤマ マナ 弘山 真菜	1	第74回全国小・中学校作文コンクール 最優秀賞	作文	全国大会出場	可	1
24	ヒロノ 結衣 平野 結衣	3	第77回書きぞめ中央展覧会 特選賞	書初め	県大会入賞	可	1
25	吹奏楽部 対象 4人	—	第48回アンサンブルコンテスト 埼玉県大会 打楽器四重奏 金賞	吹奏楽	西関東大会出場	可	4
【朝霞第四中学校】							
26	ハセガワ マコ 長谷川 眞友子	2	第77回書きぞめ中央展覧会 特選賞	書初め	県大会入賞	可	1

計29個

議案第5号

学校歯科医の委嘱について

学校保健安全法第23条第3項の規定に基づき、学校歯科医の委嘱について
下記のとおり議決を求める。

令和7年2月10日

朝霞市教育委員会教育長 二見 隆久

記

学校歯科医

発令年月日	発 令 事 項	氏 名
令和7年 4月1日	朝霞市立朝霞第六小学校 学校歯科医を委嘱する	かねこ たい 金子 泰

議案第 6 号

学校医の解職と委嘱について

学校保健安全法第 23 条第 3 項の規定に基づき、学校医の解職と委嘱について下記のとおり議決を求める。

令和 7 年 2 月 10 日

朝霞市教育委員会教育長 二見 隆久
記

学校医

発令年月日	発 令 事 項	氏 名
令和 7 年 3 月 31 日	朝霞市立朝霞第三小学校 学校内科医の委嘱を解く	よしだ みつたけ 吉田 光毅
令和 7 年 4 月 1 日	朝霞市立朝霞第三小学校 学校内科医を委嘱する	よしだ ゆうとく 吉田 有徳

議案第9号

朝霞市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則について

朝霞市教育委員会教育長に対する事務委任規則第2条第1項第2号の規定により、朝霞市教育委員会事務局組織規則の一部を別紙のように改正することについて議決を求める。

令和7年2月10日提出

朝霞市教育委員会教育長 二見 隆久

朝霞市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

朝霞市教育委員会事務局組織規則（平成１８年朝霞市教育委員会規則第１０号）の一部を次のように改正する。

第２条第１項中「（教育指導課を除く。）」を削り、同項の表学校教育部の部教育指導課の項を次のように改める。

教育指導課	指導庶務係
-------	-------

別表学校教育部の部教育総務課の款学校施設係の項に次の１号を加える。

４ 学校施設の改修及び改築計画に関すること。

別表学校教育部の部教育指導課の款第６号中「教科用図書その他の教材の取扱い」を「教科用図書の採択」に改め、同款中第７号を削り、第８号を第７号とし、同号の次に次のように加える。

指導庶務係

１ 教科用図書の無償給付及びその他の教材に関すること。

２ 課の庶務に関すること。

附 則

この規則は、令和７年４月１日から施行する。

朝霞市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

改正後			改正前		
(組織)			(組織)		
第2条 事務局に次の表の左欄に掲げる部を置き、これらの部に、それぞれ同表の中欄に掲げる課を置き、これらの課 に、それぞれ同表の右欄に掲げる係を置く。			第2条 事務局に次の表の左欄に掲げる部を置き、これらの部に、それぞれ同表の中欄に掲げる課を置き、これらの課（教育指導課を除く。） に、それぞれ同表の右欄に掲げる係を置く。		
部	課	係	部	課	係
学校教育部	教育総務課	教育総務係、学校管理係、学校施設係	学校教育部	教育総務課	教育総務係、学校管理係、学校施設係
	教育管理課	学務係、学校保健安全係		教育管理課	学務係、学校保健安全係
	教育指導課	指導庶務係		教育指導課	_____
	学校給食課	管理係、給食係		学校給食課	管理係、給食係
(略)			(略)		
2 (略)			2 (略)		
別表（第3条関係）			別表（第3条関係）		
学校教育部 教育総務課 学校施設係 4 学校施設の改修及び改築計画に関すること。 教育指導課 6 教科用図書の採択に関すること。 7 子ども相談室に関すること。 指導庶務係 1 教科用図書の無償給付及びその他の教材に関すること。 2 課の庶務に関すること。			学校教育部 教育総務課 学校施設係 6 教科用図書その他の教材の取扱いに関すること。 7 教科用図書の無償給付に関すること。 8 子ども相談室に関すること。		

議案第10号

朝霞市体育施設設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則について

朝霞市教育委員会教育長に対する事務委任規則第2条第1項第2号の規定により、朝霞市体育施設設置及び管理条例施行規則の一部を別紙のように改正することについて議決を求める。

令和7年2月10日提出

朝霞市教育委員会教育長 二見 隆久

朝霞市体育施設設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則

朝霞市体育施設設置及び管理条例施行規則（平成4年朝霞市教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「変更の許可」の次に「及び附属設備の使用の許可」を加え、「使用申請書」を「申請書」に改める。

第4条及び第6条中「使用許可書」を「許可書」に改める。

様式第1号を次のように改める。

様式第 1 号（第 3 条関係）

申請書

年 月 日

氏名（団体名）

郵便番号

住所

電話番号

登録番号

施設使用の申込を下記のとおり申請します。

署名欄	
-----	--

利用施設：

利用日付 利用時間	利用施設・人数・利用目的 （催し物名）・備品	基本使用料 （円）	減免金額 （円）	支払料金 （円）
	使用料合計			

様式第 3 号を次のように改める。

様式第 3 号(第 4 条関係)

許可書

年 月 日

氏名（団体名）

郵便番号

住所

電話番号

登録番号

使用施設の申込を下記のとおり許可します。

（指定管理者）☐

利用施設：

利用日付 利用時間	利用施設・人数・利用目的 （催し物名）・備品	基本使用料 （円）	減免金額 （円）	支払料金 （円）
	使用料合計			

教 示

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、朝霞市教育委員会に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、朝霞市を被告として（訴訟において朝霞市を代表する者は朝霞市教育委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和 7 年 3 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。
-

【参考資料】

朝霞市体育施設設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則

改正後	改正前
(使用の申請) 第3条 条例第7条第1項の規定により団体として体育施設の全部又は一部を専用する使用の許可又は許可に係る事項の変更の許可及び附属設備の使用の許可を受けようとする者は、申請書（様式第1号）を指定管理者に提出しなければならない。 2～5 （略） (使用の許可) 第4条 条例第7条第1項の規定による使用又は変更の許可は、許可書（様式第3号）を交付して行うものとする。ただし、個人として使用する場合においては、利用券を交付して行うことができる。 (使用料の納付) 第6条 使用者は、許可書又は利用券の交付を受けた際に、使用料を納めなければならない。ただし、指定管理者が特別の事情があると認めたときは、この限りでない。	(使用の申請) 第3条 条例第7条第1項の規定により団体として体育施設の全部又は一部を専用する使用の許可又は許可に係る事項の変更の許可を受けようとする者は、使用申請書（様式第1号）を指定管理者に提出しなければならない。 2～5 （略） (使用の許可) 第4条 条例第7条第1項の規定による使用又は変更の許可は、使用許可書（様式第3号）を交付して行うものとする。ただし、個人として使用する場合においては、利用券を交付して行うことができる。 (使用料の納付) 第6条 使用者は、使用許可書又は利用券の交付を受けた際に、使用料を納めなければならない。ただし、指定管理者が特別の事情があると認めたときは、この限りでない。

(様式第3号)

様式第3号(第4条関係)

許可書

年 月 日

氏名(団体名)
郵便番号
住所

電話番号
登録番号

使用施設の申込を下記のとおり許可します。 (指定管理者) 印

利用施設:

利用日付 利用時間	利用施設・人数・利用目的(催物名)・ 備品	基本使用料 (円)	減免金額 (円)	支払料金 (円)
使用料合計				

(様式第3号)

様式第3号(第4条関係)

使用許可書

年 月 日

使用者 住所

氏名

下記のとおり の施設の使用を許可します。

(指定管理者) 印

使用日時	
使用施設	
許可条件等	
減免情報	
使用料	
備品	

(様式第3号)

教 示

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、朝霞市教育委員会に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、朝霞市を被告として（訴訟において朝霞市を代表する者は朝霞市教育委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。